

野々市市コミュニティバスにかかるバス停命名権募集要項（令和6年度募集分）

1 目的

野々市市コミュニティバスのバス停留所名称を一般企業等から募集し、その対価として広告料を支払っていただくことにより、コミュニティバスの独自財源として運行にかかる経費負担の減少を目的とする。

あわせて、現在のバス停留所名称からより分かりやすい名称となることで、コミュニティバス利用者にとっての利用環境の更なる向上を図る。

2 募集主体

野々市市

3 募集の区分

本名称・副名称の2区分とする。

4 募集の条件

区分とその条件	本名称 バス停留所の名称そのものを変更するもの。 バス停留所付近に所在し、広く市民に認知されている企業や店舗等であって、バス停留所に掲載する名称として市長がふさわしいと認めるもの。
	副名称 既存のバス停留所の名称に新たな名称を付記するもの。 バス停留所に掲載する名称として市長がふさわしいと認めるもの。
掲載期間	令和7年4月1日から令和12年3月31日（5年間） ただし、運行計画の変更等によりバス停留所が廃止された場合は、当該期間のみ。
掲載料 （支払は1年ごと）	・本名称 1ルート当たり 200,000 円/年（5年総額 1,000,000 円） ・副名称 1ルート当たり 100,000 円/年（5年総額 500,000 円） ただし、次ページ7の手順4にて決定したものについては当該入札金額を掲載料とする。
特典	・車内での音声案内 ・市ホームページ及び市が発行するバス時刻表への広告主名の掲載
その他	・一のバス停留所へのバス停命名権は、本名称又は副名称のいずれか1つとする。 ・複数ルートにおいて、同一の名称となっているバス停留所にあつては、全ルート一括での申し込みに限る。 ・名称の文字数は12文字前後を目安とする。 ・本名称募集条件の「バス停留所付近」については、バス停から半径50mを目安とするが、申込者の店舗規模や付近の建物立地状況等により総合的に判断する。

5 募集対象となるバス停

別紙1のとおりとする。

6 審査・決定

野々市市有料広告掲載取扱要綱第9条に定める野々市市広告審査委員会において審査のうえ決定する。

7 同一バス停に複数の申込があった場合の取り扱いについて

以下の手順1から優先する申込者を決定し、手順内で決定しない場合は次の手順に移す。

手順1	次に掲げるものにいずれも該当しない者とする。 (1) 暴力団関係者をその業務に従事させている者 (2) 市税を滞納している者 (3) その他、広告主として適当でないと市長が認める者
手順2	次に掲げる順位により優先するものを決定する。 (1) 国、地方公共団体、公共的団体及びこれらに類する者 (2) 民間企業等で、市内に事業所等を有する者 (3) その他
手順3	本名称申込者を優先する。
手順4	入札を行い、提示金額の大きい申込者に決定する。 このとき、申込者は5年総額の金額を提示するものとする。 提示金額の下限は、本名称においては1ルートあたり100万円、副名称においては1ルートあたり50万円とする。

8 命名権の取得ができなかった申込者に対する措置

手順1において問題がないと認められる申込者については、当初希望していたもの以外で広告主のいないバス停留所の副名称取得について、あらかじめ取得希望を申込書にて示しておくことで、当該バス停の審査権を得ることができるものとする。

9 命名権取得後の注意事項

申込者の自己都合により5年未満で広告の掲載を変更し、又は取り下げる場合は、それによって生じる一切の費用を広告主が負担するものとする。

10 募集期限

令和6年10月31日(木)まで

11 提出書類

野々市市コミュニティバス等有料広告掲載申込書 1部

12 提出先・問い合わせ先

野々市市建設部都市整備課都市整備係(野々市市役所1階8番窓口)
〒921-8510 石川県野々市市三納一丁目1番地
TEL: 076-227-6118 FAX: 076-227-6253
e-mail: toshiseibi@city.nonoichi.lg.jp